

議案第 6 8 号

三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年三次市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

3 2 市長	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
3 3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費，特例障害児通所給付費，高額障害児通所給付費，肢体不自由児通所医療費，障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給，障害福祉サービスの提供，保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの (3) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの (5) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施，給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス，障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	定めるもの	
5 市長	生活保護法による保護の決定及び実施，就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給，被保護者健康管理支援事業の実施，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号），船員保険法（昭和14年法律第73号），私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号），国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号），国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付（以下「旧特例給付」という。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</li> <li>(12) 三次市子ども医療費支給条例による子どもに係る医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</li> <li>(13) 三次市ひとり親家庭等医療費支給条例によるひとり親家庭等に係る医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</li> <li>(14) 三次市営住宅設置及び管理条例による市営住宅又は共同施設の管理に関する情報であって規則で定めるもの</li> <li>(15) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</li> </ul>
6 市長	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</p>	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 市長	<p>公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</li> </ul>
8 市長	<p>国民健康保険法による被保険者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</li> </ul>

	の資格の取得又は保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス，障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
10 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
11 市長	母子保健法による保健指導，新生児の訪問指導，健康診査，妊娠の届出，母子健康手帳の交付，妊産婦の訪問指導，産後ケア事業の実施，低体重児の届出，未熟児の訪問指導，養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給若しくは費用の徴収又はこども家庭	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 母子保健法による相談，支援，保健指導，新生児の訪問指導，健康診査，妊産婦の訪問指導，産後ケア事業又は未熟児の訪問指導に関する情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (6) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (7) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
1 2 市長	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (6) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資格の取得又は後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 三次市重度心身障害者医療費支給条例による重度心身障害者に係る医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (6) 三次市精神障害者医療費支給条例による精神障害者に係る医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (7) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 4 市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による健康診断の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 5 市長	介護保険法による被保険者の資格の取得，要介護認定若しくは要支援認定，保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

16	市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</li> </ul>
17	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(5) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(6) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</li> </ul>
18	市長	三次市病児・病後児保育室設置及び管理条例による病児・病後児保育室の管理に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</li> </ul>
19	市長	三次市こども医療費支給条例によるこどもに係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(4) 三次市ひとり親家庭等医療費支給条例によるひとり親家庭等に係る医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</li> <li>(5) 三次市重度心身障害者医療費支給条例による重度心身障害者に係る医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</li> <li>(6) 三次市精神障害者医療費支給条例による精神障害者に係る医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</li> <li>(7) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(8) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</li> </ul>
20	市長	三次市ひとり親家庭等医療費支給条例によるひとり親家庭等に係る医療費の支	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(4) 三次市こども医療費支給条例によるこどもに係る医療費の支給に関する情報であって規則で</li> </ul>

	給に関する事務 であって規則で 定めるもの	定めるもの (5) 三次市重度心身障害者医療費支給条例による 重度心身障害者に係る医療費の支給に関する情 報であって規則で定めるもの (6) 三次市精神障害者医療費支給条例による精神 障害者に係る医療費の支給に関する情報であっ て規則で定めるもの (7) 医療保険給付関係情報であって規則で定める もの (8) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 1 市長	三次市重度心身 障害者医療費支 給条例による重 度心身障害者に 係る医療費の支 給に関する事務 であって規則で 定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 医療保険給付関係情報であって規則で定める もの (5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 2 市長	三次市営住宅設 置及び管理条例 による市営住宅 又は共同施設の 管理に関する事 務であって規則 で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 3 市長	三次市特定公共 賃貸住宅設置及 び管理条例によ る特定公共賃貸 住宅又は共同施 設の管理に關す る事務であって 規則で定めるも の	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 4 市長	三次市定住住宅 設置及び管理条 例による定住住 宅又は共同施設 の管理に關する 事務であって規 則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 5 市長	三次市敬老金条 例による敬老金 の支給に關する 事務であって規 則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

26	市長	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例による放課後児童クラブの管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に係る就学に必要な費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
27	市長	保育利用料等の徴収（減免又は徴収猶予を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定による地方税の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
28	市長	軽度生活援助事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
29	市長	生活管理指導短期宿泊事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
30	市長	在宅高齢者等介護用品支給事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
31	市長	緊急通報システム事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
32	市長	「食」の自立支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
33	市長	私立幼稚園の設置者に対する私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	定めるもの	
34	市長 敬老行事の主催 団体に対する敬 老行事補助金の 交付に関する事 務であって規則 で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
35	市長 高齢者外出支援 サービス事業の 実施に関する事 務であって規則 で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
36	市長 成年後見制度に 基づく市長の申 立に関する事務 であって規則で 定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
37	市長 成年後見制度利 用支援事業の実 施に関する事務 であって規則で 定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
38	市長 私立幼稚園又は 認可外保育施設 に対する第3子 目以降保育料補 助金の交付に関 する事務であっ て規則で定める もの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づ く条例の規定による地方税の徴収に関する情報 であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
39	市長 不妊治療費助成 事業の実施に関 する事務であっ て規則で定める もの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
40	市長 高齢者等見守り 隊事業の実施に 関する事務であ って規則で定め るもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
41	市長 認知症高齢者生 活援助事業の実 施に関する事務 であって規則で 定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

4 2	市長	風しん予防接種費用助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 3	市長	ワクチン接種費用助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 4	市長	三次市精神障害者医療費支給条例による精神障害者に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (6) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 5	市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者の宛名の管理に関する情報であって規則で定めるもの
4 6	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 7	教育委員会	三次市就学援助費支給規則による就学困難な児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 8	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する	住登外者の宛名の管理に関する情報であって規則で定めるもの

る事務であって規則で定めるもの
-----------------

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	三次市就学援助費支給規則による就学困難な児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (5) 国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (6) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (7) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。